

愛媛県情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県情報公開条例 平成10年6月25日 条例第27号</p> <p>目次 第1章 総則（第1条 第4条） 第2章 公文書の公開（第5条 第17条） 第3章 不服申立て等 第1節 諮問等（第18条 第21条） 第2節 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（第22条 第30条） 第4章 補則（第31条 第38条） 附則 （公開請求の手続） 第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。 (1)～(3) 省略 (4) その他実施機関（議会にあっては、議長。次項、第11条から第13条まで、第15条、第16条及び第37条において同じ。）が定める事項 2 省略 （指定管理者の情報公開） 第35条 県が設置する公の施設（地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）を管理する指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者の保有する情報であってその管理する当該公の施設の管理に関するものの公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 実施機関は、県が設置する公の施設の指定管理者について、前項</p>	<p>愛媛県情報公開条例 平成10年6月25日 条例第27号</p> <p>目次 第1章 総則（第1条 第4条） 第2章 公文書の公開（第5条 第17条） 第3章 不服申立て等 第1節 諮問等（第18条 第21条） 第2節 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（第22条 第30条） 第4章 補則（第31条 第37条） 附則 （公開請求の手続） 第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。 (1)～(3) 省略 (4) その他実施機関（議会にあっては、議長。第3項、第11条から第13条まで、第15条、第16条及び第36条において同じ。）が定める事項 2 省略</p>

新	旧
に規定する情報の公開が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。 第36条～第38条 省略	第35条～第37条 省略